

100Ys NEWS

No. 183
NPO法人教育再生地方議員百人と市民の会
理事長 大阪市会議員 辻 淳子
【発行・編集責任者】
事務局長 増木重夫
大阪府吹田市古江台
2-10-13
TEL 090-3710-4815
FAX 06-6835-0974
<http://www.100y.net/~h100prs/>

統一地方選挙が終わった

統一地方選挙が終わりました。ほとんどの議員の方が再任され、新人も当選しました。詳細はHP参加者一覧をご参照ください。さて、そのようなわけでここ半年開店休業状態の弊、百人の会。冬眠ならぬ選挙前から飛び起き、全力で社会復帰したいと思えます。

えのじ組、連休返上で闘い！

2011年5月2日【質問主意書】
参議院議員 山谷えのじ
学習指導要領における「五十音図」の取扱に関する質問主意書

一 平成二十三年四月より使用されている小学校の教科書各社が載せているひらがなの表は、「や(い)ゆ(え)よ(わ)い(う)い(え)を」となっており、「い」と「え」の表記がない。これは適切な表現と考へるか。すなわち、小学三年生・四年生で「易しい文語調の歌や俳句」について、五年生・六年生で「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章」について「音読」することが「学習指導要領」で定められている中において、「五十音図」の取扱いに関する基準を「学習指導要領」で設けず、「い」「え」「や」「わ」を「五十音図」に記載するか否か等の扱いを教科書発行会社に委ねたことは適切であったと考へるのか。

(政府答弁)
小学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第二十七号)の国語科においては、第三学年及び第四学年では「易しい文語調の短歌や俳句」について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりすること」を、第五学年及び第六学年では「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章」について、内容の大体を知り、音読すること」を指導することとしているところ、その指導については様々な方法があると考えており、小学校学習指導要領においては、いわゆる五十音図の取扱いについては定めていないが、現在、各小学校においては、歴史的仮名遣いを用いた題材が掲載された教科用図書を使用するなどして、古文等の音読の指導が

適切に行われているものと考えている。

二 平成二十二年八月六日提出の「国歌『君が代』の歌詞の表記と所謂『五十音図』の『い』と『え』に関する質問主意書」(第一七五回国会質問第五三三三)に対し、同年八月二十日に閣議決定された「答弁書」(内閣参質一七五第三二二号)を受領した。「国歌『君が代』の歌詞の表記と所謂『五十音図』の『い』と『え』に関する質問主意書」の「(一)の2」に記した、「学習指導要領解説」等で、「歴史的仮名遣いの『い』『え』については、五十音図に記載するなど、児童の学習負担に配慮しつつ仮名の体系的指導に留意すること。」などと規定することは、「学習指導要領」の趣旨に反するか否か。趣旨に反する場合は理由を示されたい。また趣旨に反しない場合は次回の『学習指導要領』改訂時に同趣旨の規定を加えることは検討に値するか。検討に値しない場合は理由を示されたい。「(一)の3」に記した、次回の『学習指導要領』改訂時の『学習指導要領解説』に加えることが検討に値する場合、「学習指導要領」の次回改訂迄の限定的措置として、平成二十五年年度にも実施が予定されるという次の教科用図書検定の中に反映させることは可能か。不可能な場合は理由も添えて根拠法令等を示されたい。この二つの質問に対する「答弁書」の「(一)の2及び3」について「(一)の2」で、「教科用図書の検定については、一般的に申し上げると、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第三十三号)において、教科用図書について、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に示す内容を不足なく取り上げていることを求めているところであり、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に示されていない内容を取り上げることが困難である」と考へる。「(一)の3」については、義務教育諸学校教科用図書検定基準において「文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて適切な配慮をすること」とあることとの関連において矛盾が生じる。再度の説明を求めらる。

(政府答弁)
教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第三十三号)において、学習指導要領に示す

内容を不足なく取り上げることとしているところ、小学校学習指導要領においては、いわゆる五十音図の取扱について定めておらず、「ご指摘のような『い』と『え』を記載した五十音図の掲載を求めることは困難であるが、このこと、文語文を掲載する場合の表記方法として「原則として歴史的仮名遣いを用いるもの」とすることは、矛盾するものではないと考えている。

ヤンキー先生国会報告

義家弘介参議院議員 H.P. 国政ニュースより
2011年4月14日
【日本の前途と歴史教育を考える議員の会】

日本の前途と歴史教育を考える議員の会(略称：教科書議連)は、平成20年2月に結成され(代表：中川昭一議員、幹事長：衛藤晟一議員、事務局長：安倍晋三議員)、当時政府として「従軍慰安婦の強制連行」を公式に認めた「河野官房長官談話」(平成19年8月)が、実際には確たる証拠もないままに韓国に対する外交的な配慮から出されていた経緯を検証により明らかにしたほか、教科書会社とも議論を進めることで「従軍慰安婦」という用語が平成17年の中学教科書から一斉に消えていく流れをつくりだすなど、これまで近現代史の歴史認識や教科書記述の改善において注目すべき成果を上げてきました。

2月23日に党本部で行われた総会では、安倍晋三元総理、中曽根弘文元外相のほか国会議員や関係者が多数出席するなか、本年夏の中学教科書の採択(※)にむけて活動を再開していくことが決議されました。(※全国の教育委員会が教科書を選定すること。)

こうした教科書議連が「再始動」するにあたり、総会の司会を担当した衛藤晟一参議院議員から、「新体制」として、会長に古屋圭司衆院議員が、顧問に安倍元総理が就任することが提起され、承認されました。議事録は、事務局長に就任しました。

その新体制の下、4月14日に総会が開かれ講師に日本教育再生機構の八木理事長をお呼びしました。

八木理事長は、「教科書議連の活躍により『従軍慰安婦』という言葉は教科書から無くなったが、今度は朝鮮人を強制連行したとするような事実に対する記述が小学校教科書において前面に出てきた」と述べて、新たな改悪の箇所について指摘しました。

「君が代」訴訟、追跡報告

高裁遺憾な不当判決 空花正人(東京)

3月10日に東京高裁で出された二つの控訴審判決(いずれも民事二部大橋寛明裁判長)は、被処分教員に同情するかのよう甘い判決をくだしました。

つまり「卒業式などで起立しなくても進行の妨げにはなっていないし、日の丸や君が代に反感を抱く個人の心情は尊重されるべきであるから起立を強制されない」となどと判示し、結論的に「懲戒処分は不当であり、懲戒権の乱用であるから処分は取り消せ、ただし控訴人II処分された教員らの損害賠償請求は認めない」というものです。

裁判長には当該教員らは単なる一個人ではない、教育公務員であるという視点が抜けています。

社会的儀礼も教えることができない教員は欠格教員であるという社会通念が通らぬ不当判決です。

懲戒処分は教育基本法に違反せず不当な支配でもなく、憲法19条の思想信条の自由を侵すものでもないと言いつつ、なぜ懲戒権の乱用なのでしょう。ただ処分が重すぎたということでしょうか。

口で言うて効き目がありませんから都教委は通達を出し、校長の職務命令を出すよう指導した不毛な教育現場の歴史のことを裁判官は気づかないのでしょうか。

都教委はせひこの点を丁寧に説明して上告することを期待します。

判決理由の概要
(1) 起立斉唱、ピアノ伴奏を命じた校長の職務命令は、旧教育基本法10条等に違反せず、違法ではない。
(2) 起立斉唱、ピアノ伴奏を命じた校長の職務命令及び控訴人らに対する懲戒処分は、憲法19条の思想・良心の自由の保障に違反しない。
(3) 控訴人らには校長の職務命令に違反したなどという懲戒事由があるが、控訴人らに懲戒処分を科すことは、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱するものであって、違法であるから、懲戒処分を取り消すべきである。
(4) 控訴人らの慰謝料請求には理由がない。

折のための新たな文科省通知を求めることなど、計1項目にわたる要望を提出しました。
その後の意見交換で、議事録は、「採択では教科書内容も大事だが、現場教師が一番気にしているのはテストの作成に使う『準拠プリント』だ」と指摘しました。

ナマスに連座した鯉?

鯉のぼりが少ない? 事務局 増木

今年の連休、いかがお過ごしでしたでしょうか。お伺い申し上げます。
さて、五月五日はこどもの日、端午の節句。♪屋根より高い「鯉のぼり」。

皆様の地域ではいかがですか。やたら少ないと思いませんか。私が住んでいる千里(大阪府博の近所)ではほとんど見られませんでした。気のせいかな? そういえば正月のしめ縄も激減。

東北でナマスが暴れたからその連座制の適用で謹慎したのでしょか。来年こそ鯉のぼりの元気な姿が見たいと思います。 増木

我が家では、桜が満開になるのを待って庭の9メートルの木柱に、5メートルの吹き流し・黒・赤・青の鯉を雨天以外は揚げています。JR山陽本線の三石駅近くの高台で適当な距離なので列車からもよく見えます。

4/29の昭和節は国旗で、5/27の海軍記念日には旭日旗を掲揚して、28日からは鯉職を上げません。その間連日です。
「毎日見せて貰って元気を載せていますが、毎日揚げるのは大変でしょう」と近所の人からよく言われますが、其処は旧海軍。掲揚ロープの定点にステンレスのS字型金物を7個取り付けて、それにステンレス茄子環で力チツカチツカチツと取り付けて行けば完了。

(因みに7個とは、鯉の回転止めを含め各2個と吹き流し用に1個です)
降納する時には、掲揚台の下に置いた75リットルの塩ビのペール缶に其の儘こっそり入れて蓋をしたらお終い。
これに做って鯉職を揚げる所が増えれば宜しいが・・・ 国旗や旭日旗にも茄子環を付けていますので簡単。
これは旧海軍の信号旗の取り付けに習ったものです。

「我が家の 庭で海軍 生きてる」
「我が家の 鯉はナマスの 友でなし」
=====

思い起こせば20年前。私は、亡父の期待に
応えて男の子を出産しました。
父は待望の初孫の初節句にと、大鯉職と鎧兜を贈ってくれましたが、我が居住区は、自治会で取り決めた「生活改善」の一環として、鯉職をあげることは禁止されておりました。

ここにも日本の伝統を薄めさせようという目論み、「左翼思想」が潜んでいると思えます。
鯉職だけ実家に戻りし、そこであげてもらってました。